

福岡医発第356号(地)
令和3年4月28日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンに関する定期接種の
対象者及びその保護者に向けたお知らせ文書について(情報提供)

標記の件につきましては、令和3年2月4日付福岡医発第2848号(地)にて、現在、日本脳炎の定期には、ビケンのジェービックV及びKMBのエンセバック皮下注用が使用されていますが、ビケンのジェービックVの製造一時停止により日本脳炎ワクチンの供給量に影響が生じるため、2社のワクチンともに出荷量が調整される旨、貴会宛てご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、日脳ワクチンの定期接種に係る対応について、定期接種の対象者及びその保護者向け資料をビケン及びKMBが連名で作成し、医療機関等に配布することについて、周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ20F)
令和3年4月7日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンに関する定期接種の
対象者及びその保護者に向けたお知らせ文書について（情報提供）

現在、日本脳炎の定期接種には、ビケンのジェービック V 及び KMB のエンセバック皮下注用が使用されていますが、ビケンのジェービック V の製造一時停止により日本脳炎ワクチンの供給量に影響が生じるため、2 社のワクチンともに出荷量が調整される旨、令和3年1月19日付（健Ⅱ434F）をもってお知らせいたしました。

今般、日脳ワクチンの定期接種に係る対応について、定期接種の対象者及びその保護者向け資料をビケン及び KMB が連名で作成し、医療機関等に配布することについて、厚生労働省より都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がなされ、本会宛て周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 5 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンに関する
定期接種の対象者及びその保護者に向けたお知らせ文書について
(情報共有)

標記について、今般、別添のとおり、都道府県衛生主管部（局）あてに事務連絡を発出したところです。

関係各位におかれましては、別添について、貴管下の会員各位に対し周知するとともに、ワクチンの円滑な定期接種の実施について、関係者との連携に努めていただくようお願いします。

事 務 連 絡
令和3年 4月 5日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンに関する
定期接種の対象者及びその保護者に向けたお知らせ文書について
(情報共有)

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（以下「日脳ワクチン」という。）の定期接種に係る対応については、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの定期の予防接種に係る対応について」（令和3年1月15日付健健発 0115 第1号厚生労働省健康局健康課長通知）においてお示したところです。

今般、日脳ワクチンの定期接種に係る対応について、定期接種の対象者及びその保護者に向けたお知らせ文書が阪大微生物病研究会及びKM バイオロジクス株式会社の連名で作成され、医療機関等に配布される旨の連絡が厚生労働省にありました。

つきましては、別添のとおり、当該お知らせ文書を共有しますので、貴管下市町村、貴管内関係団体、関係医療機関等へ周知するとともに、日脳ワクチンの円滑な定期接種の実施について関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

2021年4月

日本脳炎ワクチン

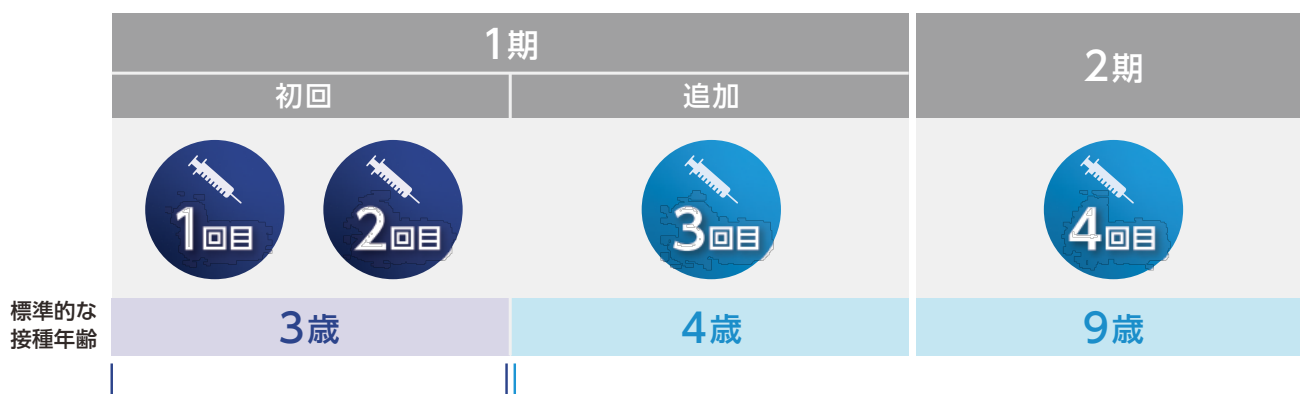
定期接種に関するお知らせとお願い

2021年度においては、日本脳炎ワクチンの供給量が大幅に減少することから、優先接種対象者が設定されています※1。

接種をお待ちいただく皆様には、多大なるご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

2021年度

4回接種のうち、1回目と2回目の接種が優先されます



2021年度
(2021年4月～2022年3月)に

3歳になる方



優先接種の
対象です。

2021年度
(2021年4月～2022年3月)に

4歳・9歳になる方



2022年度まで
接種をお待ちください。

その他年齢の定期接種対象者※1,2で、
1回目と2回目を接種されていない方
も優先接種の対象です。

※1 厚生労働省通知(令和3年1月15日付 健健発0115第1号)
「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの定期的予防接種に係る対応
について」

※2 その他年齢の定期接種対象者: ■生後6か月以上7歳半未満の方
■特例対象者(2008年4月2日～2009年10月1日生まれで、
13歳未満の方・2001年4月2日～2007年4月1日生まれで、
20歳未満の方)

優先接種の内容は、お住まいの自治体によって異なることがあります。



次ページもご覧ください。





定期接種として接種が受けられる年齢には、
上限があります。

7歳半

13歳

20歳



この年齢になると
受けられなくなります

が近づいている方

以下の方は、定期接種として接種が受けられる年齢の上限に近づいているため、優先接種の対象です。

概ね6歳半～7歳半未満の方

3回目の接種が終わっていない場合、
優先接種の対象です

12歳の方

4回目の接種が終わっていない場合、
優先接種の対象です

高3相当～19歳の方

※ 7歳半以上9歳未満の方と、13歳以上の方は、日本脳炎の定期接種の対象ではありません。

ただし、過去に接種できなかった時期があったため、2007年4月1日までに生まれた方は、20歳未満が定期接種の対象となっています。

具体的な接種時期は、お住まいの自治体・かかりつけ医にご相談ください。